

郷土四市の、地域を結び、繋ぐ

税と繁学

平成27年 迎春

公益社団法人 門真納稅協会
(守口市・門真市・大東市・四條畷市)

249号

2015年(平成27年)1月1日号
題字は上野山会長筆



世界遺産 富士山 撮影：竹之下 三生 氏

CONTENTS

- | | |
|---------------------------------------------|------------------------------|
| 01 年頭挨拶(森署長・上野山会長) | 08 税だより(給与支払報告書の提出期限は2月2日です) |
| 02 平成26年度納稅表彰受彰者 | 09 税だより(贈与税の申告はe-Taxで) |
| 03 特集1 ふるさと紀行 すてきな人たち
(宿駅守口宿の守り人 西田 崇さん) | 10 税だより(府税事務所からのお知らせ) |
| 05 らうんじ(富士登山)藤島 保さん | 11 郷土の味めぐり(守口編)鉄板焼・天ぷら 割烹 志紀 |
| 06 ひろば(吉田松陰から学ぶ実学考) | 12 名所とろどころ(守口編)大日会館 100年の歴史 |
| 07 税だより(門真税務署からのお知らせ) | 13 特集2 税を考える週間報告 |
| | 14 部会だより |



晴れの受彰者の方々

菊花薫る11月14日（金）、平成26年度納税表彰式がホテルアゴーラ大阪守口に於いて挙行されました。

表彰状並びに感謝状を受彰（贈）されました方は、多年にわたり各団体の事業活動を通じて、組織の拡大・育成に努められるとともに、申告納税制度の普及・発展及び納税道義の高揚に極めて顕著な功績を挙げられた方々です。

◆今回の栄えある受彰（贈）は次の方々です。（順不同・敬称略）

門真税務署長納税表彰	
喜多一裕	納税協会 常任理事
中井雅之	納税協会 常任理事
東村正剛	納税協会 理事
柳本幹男	納税協会 常任理事
梅木京子	納税協会 理事
中井祥博	納税協会 理事
水谷良平	納税協会 代議員
三屋正人	納税協会 理事
山本英雄	納税協会 常任理事

公益社団法人 門真納税協会 会長感謝状

門真青色申告会連合会
会長感謝状

近畿納税貯蓄組合連合会
会長感謝状



厳謹に行われた納税表彰式

納税表彰式 晴れの受彰者！

平成二十六年度



門真税務署長感謝状

(H26.5受贈)

樋口ミツ子 納税連 理事
脇田芳隆 納税協会 常任理事

門真税務署管内
納税貯蓄組合連合会会長表彰

坂野保雄 紳士連 理事
下村サ力工 紳士連 理事
服部正美 紳士連 代議員

紺谷英二 紳士連 会計理事
佐田正男 四條畷青申会 理事

樋口ミツ子 紳士連 理事
玉井秀夫 守口青申会 理事

小寺正男 四條畷青申会 理事

中濱修 大東青申会
会長感謝状

公益社団法人
門真納税協会
会長 上野山 実



門真税務署
署長 森 博

博

謹んで初春のお慶びを申し上げます。

納税協会会員の皆様には心新たに新しい年をお迎えのことと存ります。

また、門真税務署、税理士会はじめ関係各位には日頃から納税協会活動に格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

当協会は、公益社団法人として、「企業経営の健全な発展と明るい地域社会建設に貢献する」を指針として、会員事業の健全な発展を図りつつ、広く一般納税者にも税知識を普及し、申告納税制度を推進するとともに、公平な税制と円滑な税務行政の執行に寄与することを目的として事業活動を行っております。

今後の納税協会の活動について、法人・個人の会員の声を取り入れた事業内容にステップアップしていく事が重要だと考えております。併せて、会員相互の交流発展を目指して、種々の講演会、説明会、研修会、機関紙の発行等を行い、お役に立つ事業を行って参りたいと考えております。

これらの事業を具体的に展開するために六事業部会（総務・広報・法人・個人資産税・間税・青年）を充実させ、公益性の高い事業に積極的に取り組んでまいります。

表彰状並びに感謝状を受彰（贈）されました方は、多年にわたり各団体の事業活動を通じて、組織の拡大・育成に努められるとともに、申告納税制度の普及・発展及び納税道義の高揚に極めて顕著な功績を挙げられた方々です。

◆今回の栄えある受彰（贈）は次の方々です。（順不同・敬称略）

地方創生に向けて「まち・ひと・しごと創生法案」と「地域再生法改正案」が成立し、平成27年度の与党税制改正大綱に、大都市圏にある企業が地方に移転する場合に法人税を優遇する制度を設け、拠点の移転・拡張により地方で従業員を増やせば、期限付きで法人税の控除を受けられるなど地方の活力を高める施策が打ち出されています。

また消費税率の引き上げ、相続税の課税強化など税に対する国民の关心は一層高まっており、公益社団法人としての納税協会の役割はますます重要になっていきます。

事業活動を通じた地域の活力向上を目指し、積極的に地域創生に貢献してまいります。

併せて、会員の増強が組織の力であり、活動化への道であると考えておりますので、会員の増強活動に皆様の格別なるご理解とご協力をお願い致します。

本年も皆様方のご健勝とご多幸をお祈りいたしますとともに、引き続き協会活動へのご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

新年明けましておめでとうございます。

平成27年の新春を迎へ、公益社団法人門真納税協会の会員の皆様方に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

皆様方には、日頃から適正な申告納税の推進と納税道義の高揚のため、多大な尽力を賜り、お陰をもちまして、署務運営は順調に推移しておりますこと、紙面をお借りしまして心より厚くお礼申し上げます。

さて、昨年は、国の金融政策と財政政策により株価が1万7千円まで回復するなど、日本経済はデフレ状況から脱却するか見えました。一方、4月の消費税率引き上げの影響により国内消費が落ち込んだことで、平成27年10月に予定されていた消費税率引き上げは延期となり、年末には衆議院の解散総選挙が行われるなど非常に慌ただしい一年であったと思えます。

しかし、このような状況の中でも、門真納税協会の皆様方には従前と変わらぬ御理解、御協力を賜り、毎年恒例の市民祭りや「税を考える週間」においてのコンサートや税金クイズなど、様々なイベントを開催いただき、心から感謝申し上げる次第です。

今後も、「税知識の普及」、「適正な申告納税の推進」及び「納税道義の高揚」を図るという目的に向かつて、活発な事

業活動を開催されますようお願いするともに、税務行政の円滑な運営につきましても、なお一層の御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、間もなく平成26年分の所得税及び復興特別所得税・贈与税及び個人事業者の消費税の確定申告期を迎えます。

本年も守口門真商工会館を確定申告会場としまして、2月4日から申告書の受付や作成のアドバイスを行うこととしており、自書申告を基本としながら、納税者サービスの一層の向上及び事務の効率化のため、自宅等からのICTを利用した申告を推進することとしております。

門真納税協会の会員の皆様方におかれましては、申告書を作成された際には、国税庁ホームページの「確定申告作成コ

ナード」やe-Taxを是非ご利用いた

申告を推進することとしております。

なお、個人資産税部会の皆様方には、

本年も地区相談会場での受付事務等、円滑な会場運営にお力添えをいただき

お預けいたします。

結びに当たり、公益社団法人門真納税協会のますますの御発展と会員の皆様方の御事業の御繁栄並びに御健勝を祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。

お預けいたします。

2 Hyousyoushiki



吉田松陰（よしだしきょういん）

幕末の勤王家・思想家・教育者。天保元年（1830年）長州藩士杉百合之助の次男として生まれる。山鹿流兵学師範吉田家を継ぐ。名は矩方、通称は寅次郎、別号に二十一回猛士。23歳で松陰と号す。江戸にて、安積良斎、山鹿素水、佐久間象山らに学ぶ。安政元年下田の米鑑に搭乗を計り失敗、投獄ののち生家に幽閉されるが、ここで松下村塾を開き、高杉晋作、山県有朋ら多くの門人を育てた。討幕論を唱え、老中間部詮勝暗殺を画策して投獄され、安政の大獄により獄中で刑死した。安政6年（1859）歿、享年30才。若くして日本各地を廻り遊学の旅へ。世界情勢にも見聞を広め、飛鳥農自、実践主義の実学者として知られる。



平成27年、今年の干支は「乙未」（きのと・ひつじ）俗にいう未年です。安岡正篤先師の干支学によると様々な困難を乗り越え、自信をもって創造的に着実に事を進め、その成果を得る年といわれています。日本は戦後70年の節目を迎えて、国の有り方を未来に向けて新構築を考えるべき年、国際情勢も混沌としておりますが、政治、経済が国の骨格の重要な要素で学びながら全国各地を遊學し、見聞を広め、数々の異質の魂に触れ、常に世界を見据えて「飛鳥長日録」と名付けた自らの日記には克明に欧米の情勢や条約を解析し、門人たちへの情報開示をし、知的の文化の共有にも心懸けた。総合教育では、水戸の弘道館や会津日新館の教育法を学び、そして数多くの知友を得た。自らが塾長となつた松下村塾は僅か

1年足らず。しかし門下生にとつてはかけがえのない学生生活を送り、投獄されても獄中で教育を施したその行動こそ、机上の教育ではなく行動の伴う実践でなければならないといふ松陰の強い実学主義の志。

謹厳実直で溫和な松陰が決してゆずらなかつたのは、実学の伴わない門人たちには厳しく接したという。松陰の人柄とたぐい希な実学論を求めてきた数多くの門人たちの中で、高杉晋作、久坂玄瑞、伊藤博文、山県有朋、山田顕義、品川弥二郎、渡辺萬蔵、前原一誠など、文字通り幕末から維新へと活動の動乱期に活躍した英雄たちが多く輩出されたが、実学を学んだ志士たちの志は、松陰のものであつたといわれます。著者、木村幸比古氏は、「何故今、松陰なのか」の一考に、ご自身の出身校國學院大學は「茲に國學院を設立して専國史、國文、國法を研究し、我が國民の國家觀念を湧出する源泉となし」とあり、創始者自身が松下村塾を得た。

吉田松陰生誕185年、幼くして学聖と呼ばれ、叔父、玉木文之進の勧めのもと松下村塾で学びながら全国各地を遊學し、見聞を広め、数々の異質の魂に触れ、常に世界を見据えて「飛鳥長日録」と名付けた自らの日記には克明に欧米の情勢や条約を解析し、門人たちへの情報開示をし、知的の文化の共有にも心懸けた。総合教育では、水戸の弘道館や会津日新館の教育法を学び、そして数多くの知友を得た。自らが塾長となつた松下村塾は僅か

ひうば

吉田松陰から学ぶ実学考



今、何故松陰なのか！ 世界を見据えた実学の志とは

公益財団法人 靈山顕彰会
霊山歴史館 副館長

木村 幸比古 氏

著者紹介
木村 幸比古
幕末維新史研究の第一人者。1948年京都市生まれ、国学院大学（近世思想史）。著書に「吉田松陰の実学」「龍馬暗殺の謎」（P.H.P.新書）など。
大河ドラマ「花燃ゆ」展の展示委員。
1991年維新史研究と博物館活動で文部大臣賞受賞。

靈山歴史館（幕末維新ミュージアム）
平成27年通年特別展
「松陰をめぐる人々」
—第一期 松陰と松下村塾—
2015年（平成27年）
NHKの大河ドラマ「花燃ゆ」の主人公は、吉田松陰の妹・杉文（すぎふみ）の生涯を描くドラマ。靈山歴史館では2015年の通年特別展として1月3日より、「松陰をめぐる人々」という記憶が今も残っています。もし、本屋さんで「赤かぶ検事シリーズ」を見かけたら、「騙事シリーズ」を見かけたら、「騙されただと思つて読んでみてちょ。」私のオススメでした。

富士登山

らうんじ



新年あけましておめでとうございます。法人課税第一部門統括国税調査官の藤島でございます。

旧年中、公益社団法人門真納税協会の会員の皆様には、税務行政につきまして深いご理解と格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

新しい年が、皆様にとりまして幸多い年となることを祈念しております。「税と繁榮」への寄稿に当たり、テーマをあれこれ考えておりましたが、「新年号」ということで、初夢になぞらえて、10年近く前の富士登山の経験をご披露したいと思います。

当時は、まだ本格的な登山ブームは到来しておりませんでしたが、東京近郊に住んでいたため、周囲から富士登山の話はよく聞いており、その内容は、「来光に感動した」や「富士山は遠くから眺める山で、登る山ではない」など、実にさまざまなものでした。

私自身は、登山の経験も興味もありませんでしたが、職場の先輩から「カッパーメンだけ持つてくればいいから」と誘われ、そんなに気軽に行けるのなら、と参加を決意しました。

土曜日の夕方、集合場所の新宿駅で私を見るなり、先輩から「なんだ、そこの格好は！」と、あきれられました。



門真税務署 法人課税第一部門
統括国税調査官 藤島 島 保

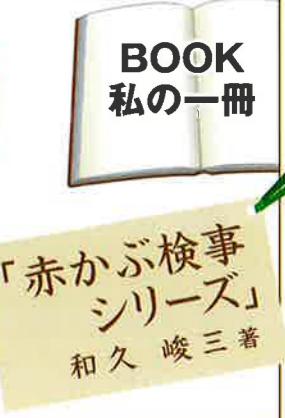
雲海を朱く染める壯麗なまでの「来光」に感動し、ほつとしたのもつかの間、急な斜面に連れて行かれ、登ると言わされました。さすがに「もういいです」と訴えましたが、「ここを登らないと富士山に登ったことにならない」と、まったく聞き入れてもらえず、違うようにして登りました。

「剣が峰」としてされた石柱を見て、さらに、カッパーメンのお湯を沸かすためのコンロやミネラルウォーターを先輩が背負つて登っていたことを知り、三度感動しました。

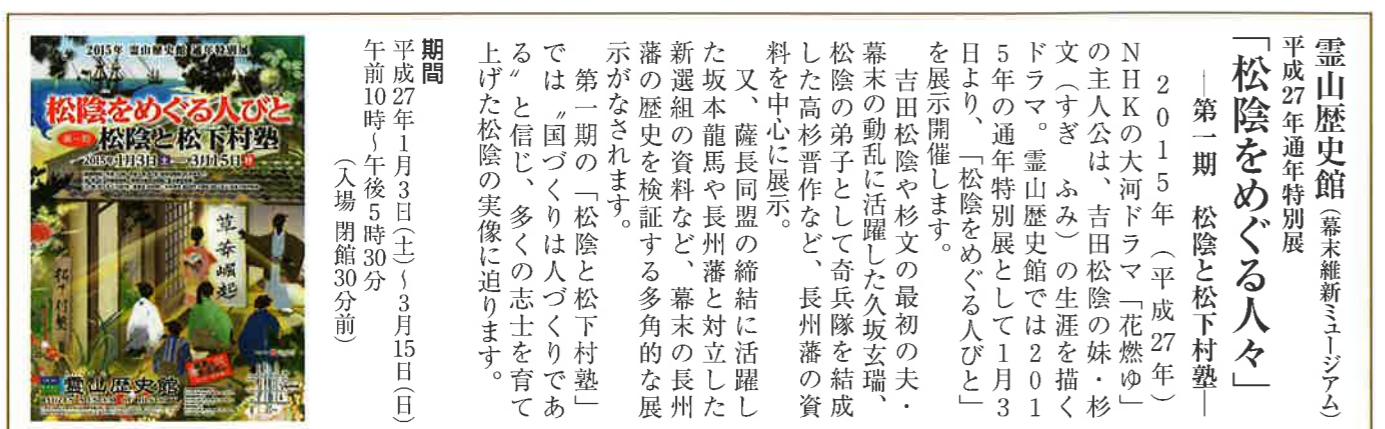
「大砂走り」と呼ばれる火山灰の坂道を一気に下る御殿場ルートから下山し、お昼前に御殿場駅で昼食がてらビールで乾杯した際、私が翌日出勤することを話すと「やっぱり富士山をなめている」と再びあきれられました。案の定、まともに歩けない状態が約2週間続きました。

今では、道中のしんどさに対する印象は薄れ、登頂後の感動が強く心に残っております。0泊2日という強行軍で「今さら戻るより、頂上の方が近い」と踏みまされ、混み合う登山道を一步一步で休憩していた登山客が加わり、登山道が渋滞してきた上に、大きな雨粒まで落ちてきて、わずかに残っていた気力は根こそぎ洗い流されました。

「今さら戻るより、頂上の方が近い」と上がり、午前4時頃、ようやく山頂に到着したのです。



BOOK 私の一冊
「赤かぶ検事シリーズ」三巻著
日下 光生



期間 平成27年1月3日（土）～3月15日（日）
午前10時～午後5時30分
(入場閉館30分前)

「給与支払報告書」等の提出期限は

「給与支払報告書」等の提出期限は、2月2日(月)です。

給与等の支払者(源泉徴収義務者)は、給与の支払先すべてについて、「給与支払報告書(個人別明細書と総括表)」を作成し、各市区町村へ提出してください。

また、「給与所得の源泉徴収票」、「報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書」等の法定調書及び「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」は税務署へ提出してください。

なお、法定調書合計表などは、e-Taxを利用して提出することができます。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

●問合せ先／門真税務署(管理運営部門) 電話**06-6909-0181**

平成27年1月から源泉徴収税額表が変わります。

平成27年1月1日以後に支払うべき給与等について税額を算出する際には、「平成27年分源泉徴収税額表」を使用してください。(この税額表の税額には、復興特別所得税相当額が含まれています。)

なお、「平成27年分源泉徴収税額表」は税務署において配布するほか、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)にも掲載しております。

●問合せ先／門真税務署(源泉所得税担当) 電話**06-6909-0181**

所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税の納付には、振替納税が便利です！

● 振替納付日

①所得税及び復興特別所得税:
平成27年4月20日(月)



②消費税及び地方消費税(個人事業者):
平成27年4月23日(水)

税務署からのお知らせ

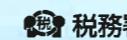
税務職員を装った者からの不審な電話にご注意ください！

◆国税局や税務署の職員を名乗る者から電話があり、アンケートや年金受給調査と称して、年齢や家族構成、年金の受給状況、預金残高、口座情報などについて聞き出そうとする事例が発生しています。

※不審な電話があった場合には、即答を避け、①相手の所属部署、②氏名、③電話番号を確認した上でいったん電話を切り、最寄りの税務署にお問い合わせください。

●問合せ先／門真税務署 総務課
電話**06-6909-0181**

復興特別所得税の記載漏れにご注意ください！



平成25年分から平成49年分まで、復興特別所得税(原則として各年分の所得税額の2.1%)を所得税と併せて申告・納付することとされています。

確定申告書の作成に当たっては、「復興特別所得税額」欄の記載漏れのないようにご注意ください。

還付申告の方を含め、申告される全ての方について、「復興特別所得税額」欄の記載が必要となります。



国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただければ、画面の案内に従って金額等を入力することにより、税額などが自動的に計算され、計算誤りのない申告書を作成することができます。

[国税庁ホームページ](#) [確定申告](#) [検索](#)

門真税務署からのお知らせ

門真税務署の確定申告会場は「守口門真商工会館」です。

開設期間 **2月4日(水)～3月16日(月)**

※土・日・祝日等は開設しておりません。

開設時間 **午前9時～午後5時**

所在地 門真市殿島町6-4

※当会場では納税はできません。
(お近くの金融機関等をご利用ください。)



開設期間中は、門真税務署内には確定申告会場を設けておりません。
作成済みの申告書等の受付(提出)、納税、納税証明書の発行及び用紙の交付のみを行います。

なお、上記の開設期間以外(土・日・祝日等を除く。)は、門真税務署で相談を行います。

※当会場の開設時間は、午前9時から午後5時ですが、申告会場の混雑状況によっては早めに(午後4時頃)受付を終了させていただく場合がございます。

※会場の駐車場は有料です。また、駐車スペースには限りがありますので、お車での来場はご遠慮ください。

※当会場に関するお問い合わせ先
門真税務署 個人課税部門 TEL**06-6909-0181** (代表)
上記番号におかけいただくと自動音声によりご案内しております。アナウンスに従い操作してください。

● 還付申告特設会場

会 場	開 催 日 程	相 談 時 間
大東市立市民会館(2階大集会室)	2月 4日(水)	9:30～11:30 13:00～15:00
	2月 5日(木)	
	2月 6日(金)	
四條畷市民総合センター(1階展示ホール)	2月12日(木) 2月13日(金)	

● 地区相談会場

会 場	開 催 日 程	相 談 時 間
守口文化センター エナジーホール(3階研修室) <small>今年度、会場が変更になっております。</small>	3月 3日(火)	9:30～11:30 13:00～15:00
	3月 4日(水)	
門真市民文化会館 ルミエールホール(3階研修室) <small>今年度、会場が変更になっております。</small>	2月26日(木)	9:30～11:30 13:00～15:00
	2月27日(金)	
大東市立市民会館(3階中会議室)	2月18日(水)	2月19日(木) 2月20日(金)
	2月19日(木)	
四條畷市商工会館(2階研修室)	2月23日(月)	2月24日(火)
	2月24日(火)	

● 還付申告センター開設のご案内

会 場 名	開 設 場 所	開設期間及び開設時間【土・日・祝日等を除く】
JR北新地駅前会場	JR「北新地駅」東改札口から右側へ約60m 大阪駅前第2・第3ビル間 地下歩道	2月3日(火)～2月27日(金) 午前9時30分～午後4時
枚方会場	京阪「枚方市駅」北口から徒歩約5分 メセナひらかた 6階	2月4日(水)～2月13日(金) 午前10時～午後4時
奈良会場	近鉄「学園前駅」から奈良交通バス「登美ヶ丘1丁目」下車 奈良県西奈良県民センター	2月3日(火)～2月13日(金) 午前9時30分～午後4時

事業者の皆様へ

従業員の個人住民税は特別徴収することが法律で義務づけられています!
大阪府と府内の市町村は連携して特別徴収の推進に取り組んでいます。

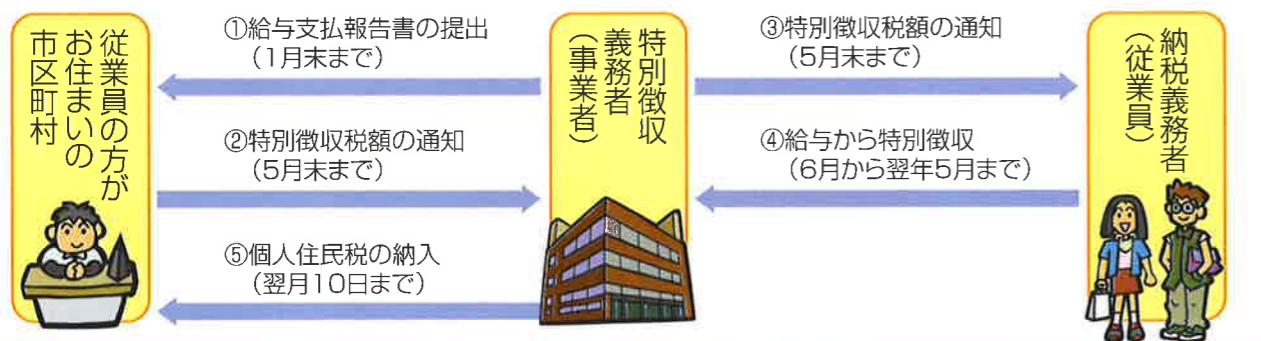
個人住民税の特別徴収とは?

事業者(給与支払者)が、所得税の源泉徴収と同様に、毎月の給与を支払う際に従業員の個人住民税を差し引いて、納税義務者である従業員に代わって、従業員の居住する各市町村に納入していただく制度です。

個人住民税の特別徴収義務者とは?

地方税法第321条の4及び各市町村条例の規定により、所得税の源泉徴収義務のある事業者は、原則として個人住民税の特別徴収義務者として指定されており、従業員の個人住民税を特別徴収していただくことになっています。

特別徴収による納税のしくみ



個人住民税特別徴収 Q&A

Q. 特別徴収は新しい制度ですか?

A. 個人住民税の特別徴収義務は、従来から地方税法や市町村条例に規定されています。

Q. なぜ、これからは特別徴収をしないといけないのですか?

A. これまで、法律の定める要件に該当する方については、特別徴収をしていただく必要があります。特に法律改正が行われたわけではありません。

Q. 特別徴収によってどのようなメリットがありますか?

A. 事業者の皆様には、所得税のように、税額の計算や年末調整をしていただく必要はありません。

Q. 新たに特別徴収を始めるには、どのような手続きをすればいいのですか?

A. 毎年1月末までに提出していただく給与支払報告書(総括表)の「報告人員」欄に、特別徴収する人数を記載し、各市町村に提出してください。

また、年度の途中からでもお申出いただくことにより特別徴収を開始することができます。

お問い合わせ先

大阪府北河内府税事務所 個人事業税課(個人府民税担当) 代表072-844-1331



贈与税の申告はe-Taxで!!

個人から財産をもらったときは、贈与税の課税対象となります。

1月1日から12月31日までの1年間に財産の贈与(法人からの贈与を除きます。)を受けた個人は、その贈与を受けた財産について、次に掲げるケースに応じて贈与税の申告をしなければなりません。

- ①「暦年課税」を適用する場合には、その財産の価額の合計額が基礎控除(110万円)を超えるとき
- ②「相続時精算課税」を適用するとき

なお、平成26年分の贈与税の申告と納税は、平成27年2月2日(月)から3月16日(月)までとなっています。

「国外財産調書制度」のあらまし

制度の趣旨

適正な課税・徴収の確保を図る観点から、平成24年度税制改正において、国外財産を保有する方からその保有する国外財産について申告をしていただく仕組みとして、「国外財産調書制度」が創設され、平成26年1月から施行されています。

制度の概要等

◎国外財産調書を提出しなければならない方

居住者(「非永住者」の方を除きます。)の方で、その年の12月31において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する方は、その財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した国外財産調書を、その年の翌年の3月15日までに提出しなければなりません。

(注1)「非永住者」とは、日本の国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間が5年以下である方をいいます。

(注2)「国外財産」とは、「国外にある財産をいう」とことされています。ここでいう「国外にある」かどうかの判定については、財産の種類ごとにすることとされ、例えば、次のように、その財産の所在、その財産の受入れをした営業所又は事業所の所在などによることとされています。

(例)・「不動産又は動産」は、その不動産又は動産の所在

・「預金・貯金又は積金」は、その預金・貯金又は積金の受入れをした営業所又は事業所の所在

・「有価証券等」は、その有価証券を管理する口座が開設された金融商品取引業者等の営業所等の所在

◎国外財産の価額

国外財産の「価額」は、その年の12月31における「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています。また、「邦貨換算」は、同日における「外国為替の売買相場」によることとされています。

(注)国外財産の「価額」の意義や「見積価額」の算定方法の例示、外貨で表示されている財産の邦貨換算の方法については、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)に掲載している法令解説通達やFAQでご確認ください。

◎国外財産調書への記載事項

国外財産調書には、提出者の氏名・住所(又は居所)に加え、国外財産調書の種類、数量、価額、所在等を記載することとされています。(国外財産に関する事項については、「種類別」、「用途別」(一般用及び事業用)、「所在別」に記載する必要があります。)

(注)「事業用」とは、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業又は業務の用に供することをいい、「一般用」とは、それ以外の用に供することをいいます。

◎所得税法上の「財産及び債務の明細書」との関係

国外財産調書を提出する方が、所得税法に規定する「財産及び債務の明細書」を提出する場合には、その財産及び債務の明細書には、国外財産調書に記載した国外財産に関する事項の記載は要しないこととされています。

消費税課税事業者の皆さんへ

計算方法にご注意ください

平成26年4月1日から消費税(地方消費税を含む)の税率は8%に引き上げられました。

平成26年4月1日を含む課税期間の消費税及び地方消費税の確定申告書の作成に当たっては…

帳簿等において、課税取引を適用税率ごとに区分けしておく必要があります。

※新税率8%の内訳は、消費税6.3%、地方消費税1.7%です(旧税率:消費税4%・地方消費税1%)。

※平成26年4月1日以後に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。

※消費税率の引上げを含む消費税法の改正内容については、国税庁ホームページの「消費税法改正のお知らせ(社会保障と税の一體改革関係)」をご覧ください。



府下青連協講演会の開催
青年部会



改正法人税法説明会の開催
法人部会



秋季特別研修会の開催
総務部会



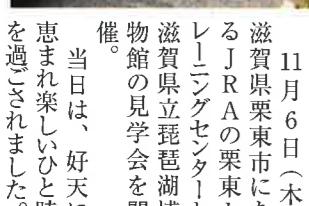
工場見学会の開催
間税部会



管外研修会の開催
青年部会



第16回理事会の開催
総務部会



滋賀県栗東市にあるJR Aの栗東トレーニングセンターと滋賀県立琵琶湖博物館の見学会を開催。当日は、好天に恵まれ楽しいひと時を過ごされました。

印紙税研究会の開催
間税部会



納税協会2階会議室に於いて、印紙税研究会を開催。官からの印紙税の個別事案について討議を行いました。

印紙税研究会の開催
間税部会



松心会館会議室に於いて、年末講演会を開催。門真税務署長より、「情けは人のためならず」のテーマでご講演がなされました。

年末講演会の開催
青年部会



年末調整説明会の開催
法人部会



特別研修会の開催
法人部会



H26年度 税を考える週間報告

税を考える週間行事に併せて管内で多彩な事業を開催!

税のPR・税金クイズ等を実施
四條畷市民の集い(10・26)



管内市民まつりに協賛



まちかどコンサート



税金クイズとふれ愛コンサート



守口文化センターにて(12・5)



色々あるから総合保障。

経営者を取り囲むリスクは1つではありません。

まさに色々です。

だからこそ安心も色々必要です。

重責を担う経営者を守る、

※
幅広い保障を

ぜひお役立てください。

※保障内容の詳細については「設計書(契約概要)」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。なお、左記の保障の組み合わせには、所定の制限があります。

納税協会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度

企業保障プラン 総合型V

(大同生命の定期保険+AIUのベーシック傷害保険)

 大同生命

大阪中央支社/大阪市中央区谷町1-5-4
(近畿税理士会館・大同生命ビル) TEL 06-6942-0391

 AIU 保険会社

大阪第一支店/大阪府大阪市北区天満橋1-8-30
(OAPタワー34F) TEL 06-6356-5430

- ◎この資料は平成26年3月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ◎この制度は、納税協会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に納税協会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなることがあります。
- ◎この広告には、保険商品の内容のすべてが記載されているものではありません。ご検討・ご契約にあたっては、「設計書(契約概要)」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。また、ご不明の点などございましたら、引受保険会社または取扱者にお問い合わせください。

F-25-1013(平成26年3月11日)